

## 川越市景観重要建造物等保存事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川越市都市景観条例（平成26年条例第17号）第23条第1項の規定に基づき、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 景観重要建造物 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物をいう。

(2) 景観重要樹木 景観法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業等とする。

(1) 景観重要建造物の保存に係る事業のうち、次に掲げる工事

ア 建造物の外観に係る工事（当該工事の施工に伴う下地材の工事を含む。以下同じ。）及び外観の保全上必要と認める構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）に係る工事

イ 鳥虫害等防除工事

ウ 防火設備工事（消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項に規定する消防用設備等を設置し、又は維持する工事をいう。）

(2) 景観重要樹木の保存に係る事業

(3) 災害等により損壊した景観重要建造物を現状に復する工事

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費及び補助率並びに上限額は、次の表の事業の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の補助対象経費の欄、補助率の欄及び上限額の欄各項に掲げるとおりとする。

事業	補助対象経費	補助率	上限額
景観重要建造物の保存に係る事業	建造物の外観及び構造耐力上主要な部分に係る工事に要する経費	3/5以内	600万円
	鳥虫害等防除工事に要する経費	3/5以内	60万円
	防火設備工事に要する経費	3/5以内	60万円
景観重要樹木の保存に係る事業	樹木の保存に係る事業に要する経費	3/5以内	60万円
災害等により損壊した景観重要建造物の現状復旧に係る事業	災害等により損壊した景観重要建造物を現状に復する工事に要する経費のうち、市長が必要と認めたものの	市長が別に定める補助率及び上限額	

2 補助金の交付は、前項の規定に関わらず当該年度内に定められた予算の範囲内で行うものとする。

3 一の年度における補助金の合計額は、一の景観重要建造物又は景観重要樹木につき600万円を超えないものとする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、景観重要建造物等保存事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第9条第2項に掲げる図書
  - (2) 工事費等積算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項に規定する補助金の交付を申請書の提出を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- （交付決定通知）

第6条 規則第7条第1項の交付決定通知書の様式は、景観重要建造物等保存事業補助金交付決定通知書（様式第2号）とする。

（実績報告）

第7条 規則第13条の報告書の様式は、景観重要建造物等保存事業補助金実績報告書（様式第3号）とする。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 完成図書
  - (2) 補助事業の完了後の状況を示す写真
  - (3) 補助事業に要した経費を証する書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額に該当する額を減額して実績報告書

を提出しなければならない。

(補助金確定額通知)

第8条 規則第14条第1項の通知は、景観重要建造物等保存事業補助金交付額確定通知書(様式第4号)により行うものとする。

2 前項の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者が消費税法上の課税事業者である場合は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第5号)を市に提出しなければならない。

2 市は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(外観変更の禁止)

第10条 補助金の交付を受けて工事を行った建造物は、当該工事の完了の日から起算して10年間、当該工事に係る外観の変更(取壊しを含む。)をしてはならない。ただし、市長が外観の変更についてやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。